

じんけんコラム(5月)

じんけんコラム ホツと♡スペース

ひとにやさしい、じぶんによさしい
あたたかい話題をとどけます!



「こども基本法」施行から2年



みなさん、令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」はご存知でしょうか。これは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に基づく我が国の法律です。その「こども基本法」を知る上で大切になる、子どもの権利条約の「4つの柱」が以下になります。

- ① 生命、生存および発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ② こどもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ③ こどもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ④ 差別の禁止(差別のないこと)

しかし実際は、児童虐待・ヤングケアラー・こどもの貧困・社会における暴力やわいせつ行為・いじめ・こどもの自殺・不登校の急増など、こどもたちを取り巻く多くの問題や課題が混在しています。

5月5日は「こどもの日」です。こどもの成長を祝うと同時に、こどもは守られる存在であり、保障されているさまざまな権利が確かに守られているのか再確認していく、私たち大人が振り返る日にもしていきたいですね。